

京都市告示第264号

昭和49年3月22日付け京都市告示第266号（京都市区長の公印）の一部を次のように改正します。

平成30年8月20日

京都市長 門川大作

第3項を次のように改めます。

3 用途

- (1) 住民基本台帳法に基づく転入通知書，戸籍の附票記載事項通知書及び住民票コード通知書（一斉通知に限る。）
- (2) 就学通知書及び指定学校変更通知書
- (3) 市民税・府民税，固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の納税通知書及び督促状
- (4) 市民税・府民税及び固定資産税・都市計画税の税額変更通知書
- (5) 固定資産の価格等の決定通知書及び決定・修正通知書
- (6) 長期営農継続農地に係る固定資産税・都市計画税の徴収猶予承認・不承認通知書及び保全確認通知書
- (7) 軽自動車税の納税証明書
- (8) 国民健康保険料の納入・変更通知書，納付書，督促状及び還付充当通知書
- (9) 国民健康保険高額療養費支給決定通知書
- (10) 国民年金保険料払込通知書

- (11) 介護保険特定標準負担額減額, 利用者負担額減額・免除決定通知書
- (12) 介護保険料の納入・変更通知書, 特別徴収開始・停止通知書, 督促状及び過誤納金還付・充当・返戻通知書
- (13) 後期高齢者医療保険料の仮徴収開始通知書, 納入(変更)通知書兼特別徴収開始(停止)通知書, 督促状及び過誤納金の還付, 充当及び返戻通知書

(行財政局総務部法制課)